

平成30年度から

国民健康保険の制度が変わります

本紙1月号でお知らせしたとおり、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から北海道へ移行します。北海道は国保事業費納付金(以下「納付金」)を確定し、納付金額および納付金の納付に必要な標準保険料(税)率を道内市町村へ通知します。

市町村は示された標準保険料(税)率を参考に、納付金の納付に必要な保険料(税)率を決定します。

「国保事業費納付金」と「標準保険料(税)率」

国保事業費納付金とは?

保険給付に要する費用やそのほかの国民健康保険事業に要する費用に充てるため、市町村が北海道に納める金額です。

納付金の財源は何?

北海道に納める納付金は、加入者の皆さんが納める保険料(税)が財源となります。

標準保険料(税)率とは?

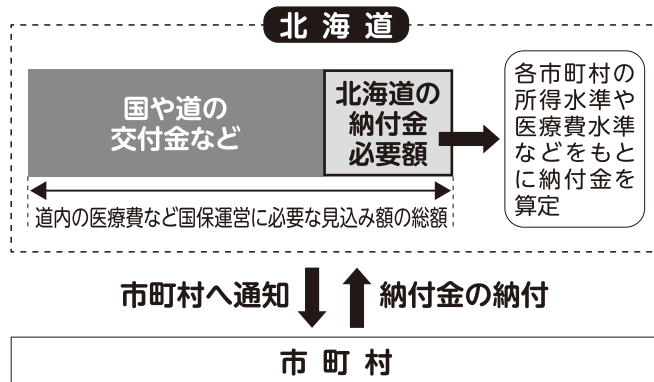
納付金を納付するために集めなければならない保険料(税)の標準的な税率です。

標準保険税率はどのように決まるの?

北海道に納める納付金や健康づくりなどにかかる費用など収納すべき保険料(税)に対し収納可能な保険料(税)を考慮して算出します。

納付金の額はどのように決まるの?

北海道は、道内の医療費など国保の運営に必要な金額の見込み額から国・道の交付金などの収入を除き、納付金の必要額を算出します。この必要額に対し各市町村の所得水準や医療費水準などを考慮して納付金を確定し、市町村へ通知します。



「国保事業費納付金」の仮算定結果が示されました

平成29年2月、北海道が算定した石狩市の「国保事業費納付金」の仮算定結果が示されました。

◆国保事業費納付金

道が算定した国保事業費納付金	約16億5,300万円
石狩市で収納した保険税額(平成27年度末)	約12億2,500万円
差し引き(不足額)	▲約4億2,800万円

◆一人あたりの納付金額

【参考】平成29年2月末被保険者数：14,776人

現行(平成27年度末)※	仮算定結果	差し引き
79,073円	110,453円	31,380円

※平成27年度1人あたりの平均保険税収納額

◎仮算定の結果、現行の税率による国税の収納額では北海道に納める納付金が賸えない結果となっています。今後北海道でさらに検討が行われ、平成30年度の納付金の納付額が確定します。納付金を納付するための保険料(税)率は、北海道から示された標準保険料(税)率を参考に石狩市の現状などを考慮して検討を行い、決定します。

消費者トラブルに遭ったら迷わず 石狩市消費生活センターへ

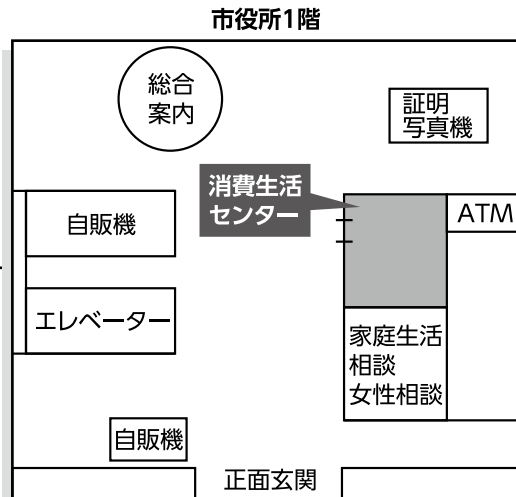
近年、消費者問題の複雑化や多様化を背景に高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺の手口が巧妙化しています。市民の皆さんの消費生活の安定の向上と相談体制の充実を図るため、消費生活相談窓口を拡充し、消費者安全法に基づく「石狩市消費生活センター」を4/3(月)にオープンします。

開設日時 月曜～金曜10時～16時(祝日・年末年始除く)

場所 市役所1階 旧消費生活相談窓口(花川北6・1)

相談専用ダイヤル ☎75・2282

消費者ホットライン ☎188
いやや センター開設時間外は、近くの開いている消費生活相談窓口につながります。



1

消費生活に関する相談

消費生活に関する苦情や相談について、専門資格を有する相談員などが解決のための助言やあっせんを行います。相談は無料で、秘密は守られます。

相談方法

電話相談: 相談専用ダイヤルにご連絡ください

来所相談: 予約不要です。消費生活センター開設時間内にお越しください

相談する際のお願い

- トラブルにあったら早めにご相談を。いつ・どこで・なにを・いくらで購入したのか、それをどのようにしたいのか、ポイントをしばってお話いただければ、より迅速に対応できます
- 契約書・領収証・保証書・パンフレットなど契約に関する書類をご持参ください
- 高齢者の方や不安のある方は、家族の方などと一緒にどうぞ

これまでの相談事例

- 光回線などのインターネット接続回線の契約やプロバイダー変更に関して
- アダルトサイトなど身に覚えのないサービス利用料の請求がきた
- 住宅リフォームが、チラシや訪問・電話勧誘で契約した内容と違った
- 賃貸住宅の退去時の、原状回復に関する賃借人の負担割合について
- テレビショッピングなどで、1回限りの注文のつもりが定期継続購入だった

2

消費生活に関する啓発

消費者庁が主唱する5月の「消費者月間」に合わせて消費者トラブル事例のパネル展示や啓発グッズの配布を行い、消費者被害の未然防止に努めます。このほか、国民生活センターなどが発信する最新情報を収集し、市民の皆さんへ提供します。

3

消費生活に関する出前講座

トラブルを未然に防ぐためには、消費者自身が知識を持つことが重要です。地域で活動する団体などを対象に、悪質商法への対策などについての講座を実施しますので、お気軽にお問い合わせください。

被害に遭うと「失敗した」という気持ちになって、家族や身近な人に相談できない方が多くいます。

しかし、消費者トラブルは時間が経過するほど解決が難しくなり、2次被害に遭う危険性もあるため、決してためらわず、すぐに相談してください!!

菊地淑子
消費生活相談員

吉田久美
消費生活相談員

